



浦添市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 28 日

浦添市長

松本 哲 治

浦添市規則第 27 号

浦添市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則

浦添市立幼保連携型認定こども園規則（平成31年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「350円」を「300円」に、「(1)から(4)まで」を「(1)から(3)まで」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

市長は、別表第3に定める利用料を支払おうとする保護者等が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該各号に定める額を減免するものとする。

(1) 本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号第6条第1項に規定する被保護者である者 利用料全額

(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合及び同法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 利用時間が1時間の場合 減免額200円

イ 利用時間が1時間を超える場合 減免額200円にその超える30分までごとに100円を加算した額

(3) 要支援家庭こどものいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を減免することが適当であると認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 利用時間が1時間の場合 減免額200円

イ 利用時間が1時間を超える場合 減免額200円にその超える30分までごとに100円を加算した額

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。